官民合同企業支援チームによる伴走型支援事業申込書

中国経済産業局より提供する、企業が自主的に自社経営改革に取り組むための課題設定力及び課題達成力の向上を目的とする「官民合同企業支援チーム※1による伴走型支援事業」（以下、「本事業」といいます。）をご利用いただくにあたり、下記の各項をご確認ください。

記

・本事業における個人情報及び法人情報の取扱については、「個人情報及び法人情報の提供等に関する説明書」（別紙）の内容に準じます。

・本事業では、望まれる結果をお約束することは致しかねますが、事業者様が抱える経営課題の設定及びその解決に向けた活動計画の提案並びにその実行のサポートを真摯に取り組んで参ります。

・外部支援機関への橋渡しを行う場合は、別途お申込いただく場合があります。

・事業者様は、官民チームの提案に合意出来ない場合その他事業者様のご都合等により本事業の継続が困難な場合、本事業の途中で終了を申し出ることができます。

・以下1～6のいずれかに該当すると認められた場合、本事業の提供を停止させていただきます。なお、本事業の提供停止に伴い損害が生じた場合、中国経済産業局は責任を負いかねます。

1. 暴力団、暴力団員若しくは暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、又は暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ若しくは特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）と認められる場合。
2. 次のいずれかに該当すると認められる場合。
3. 暴力団員等が経営を支配している。
4. 暴力団員等が経営に関与している。
5. 自己、自社若しくは第三者が不正に利益を得る、あるいは第三者に損害を加えることを目的とする等、不当に暴力団員等を利用している。
6. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている。
7. 役員は又は経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と、社会的に非難されるべき関係を有する。
8. 暴力団員等が経営を支配する、あるいは経営に関与している企業等との関係を有する。
9. 本事業申込み時点で刑事上の訴追等を受けている場合。
10. 本事業期間中に、自ら又は第三者を利用し、暴力的な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、又はその他これに準ずる行為が判明した場合。
11. 法令又は公序良俗に違反若しくは違反する恐れのある行為が判明した場合。
12. その他前各号に準ずる場合。

以上

ご署名欄

上記内容を了承の上、官民合同企業支援チームによる伴走型支援事業への申込みを行います。

申込日　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　　　年　　　　月　　　　日

企業名

氏名※2

連絡先※3　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　電話

※1）「官民合同企業支援チーム」とは、本支援を実施するために、中国経済産業局及び一般財団法人日本立地センターが派遣する伴走コンサルタント（地方金融機関、士業、企業人材、コンサルティング会社等の出身者）等により構成されるチーム。

※2）代表者様の役職と氏名をご記入ください。

※3）本事業に代表者様が参加しない場合は、参加されるご担当役員様をご記入ください。

（別紙）

個人情報及び法人情報の提供等に関する説明書

地域中小企業・小規模事業者等（以下、「対象事業者様」）の支援を目的として中国経済産業局が実施する、官民合同企業支援チームによる伴走型支援事業（以下、「本事業」）の各種サービスを受けるに当たり、対象事業者様よりご提供等いただいた個人情報及び法人情報の扱いは以下のとおりとなります。

記

1. 本事業の内容は次のとおり。

【内容】

官民合同企業支援チームが対象事業者様を訪問し、経営者や従業員へのインタビューやディスカッション等を通じて、対象事業者様が抱える経営課題の設定及びその解決に向けた活動計画の提案並びに実行支援を行う。また必要に応じて、外部支援機関等への橋渡しを行う。支援終了後、課題解決の取組状況や自走化に向けた取組、財務・雇用等の状況についてフォローを行う。なお、フォローにおいては、後記第２項の利用目的のために必要がある限度において、橋渡しを行った外部支援機関等から情報の提供を受けることがある。

【結果の利用目的】

後記第２項と同一の利用目的

1. 官民合同チーム及び経済産業省、対象事業者様が所在する基礎自治体、同基礎自治体と連携する地域支援機関や県等、一般財団法人 日本立地センター、独立行政法人 中小企業基盤整備機構（以下「官民合同チーム等」）は、本事業及びこれに付帯関連する事業の実施に際し、対象事業者様に関する個人情報及び法人情報（本書面にて提供する情報を指し、個人情報保護法上の個人情報を含みます。以下、「本件情報」）を適法かつ公正な手段及び手続により取得し、以下の目的の範囲内で利用する。

【本件情報の利用目的】

本事業及びこれらに付帯関連する事業における、対象事業者様のサポートを行う専門家等との契約の締結・履行、アンケートの実施、調査の実施、サービスの実施・改善・開発、サービスの案内、サービスに関する印刷物等の送付、これらの実施に必要な電話・メール・書類の送付・その他の連絡、個別の対象事業者様が特定されない形に集計した上での情報の公表・印刷物等の配布、関連法令により必要とされている業務、地域中小企業・小規模事業者支援に係る政策立案等その他これに付随する業務を行うために必要な範囲とする。

1. 官民合同チーム等が保有する対象事業者様に関する情報を、第２項の利用目的のために必要がある限度において、本支援事業のサポートを行う弁護士、公認会計士、税理士その他法令上の守秘義務を負う専門家または契約上の守秘義務を負う委託先の機関等に提供すること。

以上